

弁護士会照会と金融機関の 守秘義務

—東京地判平成24年11月26日と
東京高判平成25年4月11日

弁護士 茶木 真理子

1 はじめに

(1) 弁護士会照会は、弁護士法23条の2に基づいて認められる証拠収集手段である。調査囑託や文書提出命令と異なり、訴訟の場を離れても利用できることから、訴訟提起前の準備段階や、訴訟終了後の執行段階で特に有用性が認められるといえる。

弁護士会照会を利用するひとつの場面として、債務名義を得た債権者が債務者の預金を差し押さえるために、金融機関に対し、預金の有無や取扱店舗等の照会をすることがある。預金債権に対する執行については、いわゆる「全店一括順位付け方式」（最判平成23年9月20日民集65巻6号2710頁）や、「預金額最大店舗指定方式」（最判平成25年1月17日金判1412号8頁）が最高裁で否定されるに至っており、弁護士会照会による預金口座特定の必要性が高まっている。

(2) ところが、弁護士会照会については、回答拒否に対する制裁規定がないこともあり、これまで多くの金融機関では顧客に対し守秘義務を負う事項については、顧客の同意が得られない限り回答を拒否するとの対応がとられてきた。

このような金融機関の態度は、上里弁護士が御池ライブラリー29号（2009年4月号）8頁以下でも触れているとおり、照会を受けた金融機関は顧客の同意の有無に関わらず当然に報告義務を負うとした大阪高判平成19年1月30日（判時1962号78頁）が最高裁で上告棄却、上告受理申立却下により確定した後も、大きく変わっていない。これは、同判決について、「銀行の保有する預金残高、貸出取引残高、取引履歴、信用情報など情報の性質上、高度に秘匿することが要請される情報については、前科および犯罪経歴などのセンシティブ情報に準じて、回答義務を負わないと考えるべき」とか、「銀行が照会等に応じて回答を行った場合、いかなる事項についての回答であっても照会先（情報を開示された顧客）に対して守秘義務違反による債務不履行責任および不法行為責任を負わ

ないとしたものではない」との評価¹が出されていることなどが理由と考えられる。

(3) 結局、上記大阪高裁判決が確定した後も、今日に至るまで、弁護士会照会に対する金融機関の態度に大きな変化はないところ、他方で弁護士会照会の活用についてはますます期待が高まっている。このような状況の中で、最近になって初めて弁護士会照会に対する報告義務の確認請求を認容する裁判例が出るに至り、さらにその控訴審の判断も示された。そこで、本稿では、この二つの裁判例を紹介するとともに、これらの裁判例が今後の金融実務に与える影響等について検討したい。なお、本稿の意見についてはあくまで私見であり、銀行の実務を示すものではない。

2 事案の概要

本件は、B社に対して執行力のある債務名義を有する原告が、その依頼した弁護士の申出により、B社及びその関係者（B社の債務者A（個人）やB社が無限責任社員であるC投資事業有限責任組合等）の預金口座の有無、口座番号、残高、当該預金口座からの送金の有無、日時、金額、送金先等の事項に関し、弁護士法23条の2に基づいて東京弁護士会が銀行に対して二度にわたって照会をしたが、銀行はいずれも回答をしなかったため、原告が、照会事項について報告をする義務があることの確認を求めるとともに、照会事項を報告しないことが不法行為にあたるとして、慰謝料請求の支払を求めたという事案である。

3 東京地判平成24年11月26日（金判1414号31頁、 金法1964号108頁）

本判決（以下「地裁判決」という。）の争点は、①報告義務の有無、範囲、②確認の利益の有無、③損害賠償請求の成否であり、東京地裁の判示するところは、次のとおりである。

(1) 争点①－報告義務の有無、範囲について

「公法上の要請に基づき特に法律によって与えられた弁護士の公法上の権限に基づく弁護士会照会に対しては、照会により必要な事項の報告を求められた公務所又は公私の団体は、照会された事項の報告をすべき公法上の義務を負っている」が、「弁護士会照会の趣旨により照会を受けた者が報告をしないうことについて正当な理由を有するときは、報告を拒絶できると解される」とし、弁

護士会照会の報告義務を肯定したうえで、ただし正当な理由がある場合には報告を拒絶できるとした。

そして、報告を拒む正当な理由の有無については、「弁護士会照会制度の司法制度における重要な役割に照らし、更には、決済機能を独占する銀行の公共的責務に鑑みれば、金融機関が守秘義務を負っているということだけで、顧客等の同意がない限り報告を拒む正当な理由があるということは相当ではない。」「弁護士会照会制度ないし司法制度の究極の目的である国民の実効的な権利救済のために照会事項についての報告が必要不可欠であり、他方で報告をすることにより照会を受けた公務所又は公私の団体に重大な不利益が生じない場合には、金融機関が守秘義務を負う事項であっても、当該照会事項について報告義務を負うと解しなければ、弁護士会照会制度を設けた法律の趣旨が没却されることになる。」と判示し、照会事項の必要不可欠性が認められ、他方で照会先に照会に応じたことによって重大な不利益が生じない場合には、報告を拒否する正当な理由はないとした。

そのうえで、あてはめを行い、本件では財産開示手続（民事執行法196条以下）によってB社らの財産が開示される見込がないこと、債権執行にあたっては預金の存在する支店及びその額が必要不可欠であることなどから、「原告の実効的な権利救済のために報告を求める必要性が極めて高い」とした。一方で、守秘義務を負うべき金融機関であっても、「弁護士法に基づき、弁護士会照会の照会事項について報告義務を負う場合には、この義務の履行として報告することは、預金者ないし送金先等の第三者に対する不法行為法ないし契約上の義務に優越する公法上の義務を履行することになるのであるから、金融機関の行為は、当然に正当行為となつて、第三者に対する不法行為としての違法性はないことになるし、形式的に契約上の義務違反にあたるとしても違法性がないから契約上の債務不履行責任も生じない」ので、金融機関には重大な不利益が生じないから、報告を拒否する正当な理由がないと結論づけた。

(2) 争点②－確認の利益の有無について

「被告は、本件各照会の照会事項につき、公法上の義務として東京弁護士会に対し、照会事項の

報告義務を負っている。そして、被告がこの義務に反して報告しないことの直接の結果として、原告はB社及びAに対する強制執行による権利の実現が妨げられている。したがって、原告は、被告が公法上の義務を履行しないことによって債務名義による債務者に対する権利の実現が妨げられているのであるから、被告による権利実現の妨害を排除して権利救済を受けるため、被告に対し、照会事項につき東京弁護士会に対する報告義務が存することの確認を求めると解するのが相当である。」とし、公法上の法律関係に関する確認の訴え（行政事件訴訟法4条）として、照会申出弁護士の依頼者が、照会を受けた者を被告として、弁護士会に対する報告義務の確認を求めると判示した。

確認の利益についても、「国民の実効的な権利救済を図るべき司法制度の機能からみて、このような場合の報告義務の存否について判決をもって法律関係を確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合であることは明らかであり、確認の利益が認められることは当然である」とした。

(3) 争点③－損害賠償請求の成否について

(a)金融機関が弁護士会照会に対して法的な報告義務を負うか等の弁護士会照会と金融機関の秘密保持義務との関係について直接判断した最高裁判例はなく、確立した銀行実務上の運用基準も存在しないこと、(b)銀行が顧客に対する秘密保持義務を果たすことは銀行の重要な責務の一つであり、顧客の同意が得られない限り報告してはならないとする考え方もあること、(c)銀行が顧客に関する情報を不当に報告した場合、秘密保持義務違反を理由に顧客から法的責任の追及を受ける立場にあることはもとより、情報はいったん開示されてしまうとその現状回復は困難であることから、これによって当該情報に係る顧客の法的利益が回復不可能なまでに侵害されること、(d)弁護士会照会を受けた銀行は、確認訴訟において報告義務が確定するまでは裁判外で対応することを余儀なくされるから、それだけ慎重な対応が要請されることをあげたうえで、「被告が本件各照会に対して報告できない旨の回答をし、その後現在に至るまで報告をしていないことについては、その対応が弁護

士法23条の2に基づく報告義務に違反し違法であると評価することはできても、そのような違法性を認識することができなかった被告の判断につき、故意又は過失があるとまではいえない」として、不法行為に基づく損害賠償請求については否定した。

4 東京高判平成25年4月11日（金判1416号26頁）

本判決（以下「高裁判決」という。）は、上記地裁判決に対し、銀行が確認請求を認容した部分を不服として控訴をし、原告も慰謝料請求を棄却した部分を不服として附帯控訴したところ、東京高裁は次のとおり判示した。

(1) 争点②－確認の利益の有無について

「確認の訴えが許容されるための確認の利益があるというためには、被控訴人の権利又は法律関係について危険又は不安が現に存在し、かつ、それを除去する方法として、控訴人と被控訴人との間で当該権利又は法律関係について確認することが有効かつ適切であると認められることが必要である」ところ、「控訴人が本件各照会について回答すべき義務を負うとしても、当該義務は控訴人が東京弁護士会に対して負う一般公法上の義務にすぎず、被控訴人に対して直接義務を負うものではない。そうすると、本件各照会に対して控訴人が回答することによる利益は、被控訴人にとっては反射的利益にすぎないのであるから、控訴人が回答をしないことについて、被控訴人の権利又は法律関係について危険や不安が現に存在するとはいえない」とし、本件各照会に対する回答義務の確認を求める訴えは、確認の利益がなく不適法であると結論づけた。また、本件確認の訴えは、行政事件訴訟法4条にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」にもあたらないとした。

このように、確認の訴えについては、確認の利益がないことを理由に却下されたため、報告義務の有無、範囲の点（争点①）については、東京高裁の判断は示されなかった。

(2) 争点③－損害賠償請求の成否について

「23条照会の権限は、あくまでも弁護士会にのみあるのであって、弁護士及びその依頼者は、個々の照会先に対し、回答を求める権利を有しないことはもとより、回答を求めることにつき法律上の利益を有していると認めることはできない。」「仮

に控訴人が23条照会に対して回答すべき義務を負うとしても、その義務はあくまで弁護士の職務の公共性に鑑み認められた弁護士会に対する公的義務であるから、控訴人が上記義務に違反して本件各照会に対して回答を拒否したとしても、被控訴人の個別具体的な権利を侵害するものとは認められず、また、被控訴人の法律上の利益を侵害するものともいえないので、民法709条の不法行為の要件である違法行為が認められない」と述べ、また、原審があげた(a)～(d)の事情を再度あげて、故意または過失があるとはいえないとも判示した。

5 考察

(1) 地裁判決は、上記第3で紹介したとおり、弁護士会ではなく、照会申出弁護士の依頼者を原告とする弁護士会照会に対する報告義務の確認請求を初めて認容したものである。結果、判決主文では、「弁護士会に対し報告する義務があることを確認する」旨が明示され、さらには、銀行が守秘義務を負う事項について弁護士会照会に対し回答をしたとしても法的責任を負わないことを明確に述べて、報告義務が守秘義務に優越するとの判断も示された。

金融機関とすれば、このような判断が出されたことは、たとえ裁判例であっても無視することができず、さらに高裁、最高裁でも地裁判決が維持されれば、リスクを恐れずに開示に応じられる場面が広がったことは間違いないと思われる。

(2) ところが、高裁判決では、上記第4でも述べたとおり、そもそも照会申出弁護士の依頼者を原告とする報告義務の確認請求については、確認の利益がないことを理由に請求却下されてしまったため、報告義務の有無やその範囲の点については何ら判断が示されなかった。よって、報告義務と守秘義務の優劣関係についても高裁の判断は示されず、金融機関としては、またもやこれまでの対応を変化させるきっかけを失ったといえる。

(3) しかし、債務名義を得たにもかかわらず、その内容が実現できないという事態が改善されなければならないことは間違いない。金融機関が弁護士会照会に対して回答を差し控えるのも、決して金融機関が弁護士会照会に協力しないことを意図したのではなく、守秘義務に対する配慮があるからと推測される。

よって、金融機関がリスクを恐れずに照会に応

じることができるためにも、弁護士会照会に対する報告義務と守秘義務との優劣関係について、今後地裁判決のような裁判例が蓄積されるか、最高裁において判断が示されることを期待したい（なお、高裁判決について、上告ないし上告理由申立がなされたかについては、本稿執筆時点では明らかではない。）。

(4) 他方で、弁護士会照会制度の見直しも検討される必要があるであろう。

この点、報告拒否の問題を抜本的に解決するためには、弁護士法23条の2の改正が必要であると指摘する意見もある²。この意見では、原則弁護士会照会に対する報告義務を認めつつ、例外的に拒否できる正当事由を限定列挙し、当該事由を疎明した場合に限り報告を拒否できるとする規定を設けることや、不当な報告拒否については損害賠償責任を負う旨の規定を定めることなどが提示されている。参考になる意見と思われる。ただ、「たしかに、公共性の観点から、弁護士会照会を守秘義務に優先させるべきケースは存在しよう。問題は、弁護士会からの照会書面を見ても、背景事情が明確でない場合が多く、そのような判断がつかねるところにある」として、照会先が回答しやすい環境を整えるような配慮もすべきであると述べる銀行実務家の意見³等もある。照会先の理解を得るためには、照会を求める側に対しても改善を促す法改正が検討される必要があると考える。

- 1 大井哲也ほか「弁護士会照会と銀行の回答義務－最高裁平成20年11月25日決定が銀行実務に与える影響－」銀行法務21No.701(2009年4月号)4頁以下
- 2 渡邊迅ほか「弁護士会照会の報告拒否に対する法的救済措置－東京地判平成24・11・26を題材として」NBL996号36頁以下
- 3 渡辺隆生「弁護士法23条の2に基づく照会と銀行の守秘義務に係る最高裁決定」金融法務事情1868号4頁以下